



「いじめ見逃しゼロ」の取組

校長 村澤 和夫

県では、12月4日(金)から10日(木)が人権強調週間とされており、それを受けて当校でも11月は「いじめ見逃しゼロ」に向けた様々な取組を行いました。赤泊中で実施した絆集会への6年生の参加、各学年で実施した道徳授業やアンケート調査、異学年での交流活動などもこの一環です。

11月27日(金)の全校朝会では、どんなものが『いじめ』になるのかについて、子どもたちに話をしました。

1 目に見える『暴力』はいじめである

殴る、蹴る、物をぶつける、つねる、あいてを押し倒す、閉じ込める、髪の毛を引っ張る
水・泥・砂などをかける、何かで突つつく・刺す、火を押しつける
嫌がっているのにプロレスごっこをする、ケンカをさせる、ズボンを下ろす 等

当然、大人がやったら、罪に問われる場合があります。

2 目に見えない『暴力』もいじめである

話しかけない、返事をしない、仲間外れにする、物を隠す・汚す・壊す、冷やかす、からかう
嫌がるあだ名で呼ぶ、言葉で攻撃する、落書きをする、悪い噂を流す(インターネットを含む)
悪戯電話をする、使い走りをさせる、親切の押し付けをする、悪口などをメールで送る 等

これらも、大人がやれば罪に問われる場合があります。
子どもだから仕方がないと考えてはいけません。

また、次のような話もしました。

「いじめられたらやり返せば良いのか？」 それでは、永久にいじめはなくなりません。

「いじめられた相手にも責任があるのか？」 だからといって、いじめてもよいということにはなりません。

「理由ががあればいじめてもいいのか？」 「他の人がしていれば、いじめてもいいのか？」

「イライラしていたらいじめてもいいのか？」 いずれも、許されることではありませんよね。

「ふざけていただけ。」「遊んでいただけ。」なんていう言い訳をするケースがあります。

しかし、いじめられた相手は決してそうは思っていないですね。

子どもたちには、何が『いじめ』かを具体的に教えていくことが重要と考え、このような指導をしました。

また、いじめた相手には、「それがいじめであることをきちんと分からせなければ、いじめは無くなること」、そして、「いじめは一人では解決できないこと」も指導しました。

いじめをなくすには、子どもの周りの大人たちが意識を共有し、繰り返し指導し、自らも実践していかなければなりません。そう考え、今回、皆様にもお知らせしました。ご理解・ご協力をお願いいたします。



6年生が参加した赤泊中で絆集会の様子



児童朝会でも、いじめの例を寸劇で示しました

12月の予定

日	曜	行事等
1	火	集金日 まとめテスト実施期間(7日まで)
2	水	全校VS活動
3	木	校外子ども会 食育指導(1~4年) ワックスぬり(昼休み短縮・5校時13:30~14:15)
4	金	6年学習発表会(6校時) 食育指導(5・6年)
5	土	
6	日	
7	月	心の健康チェック(11日まで)
8	火	
9	水	
10	木	委員会活動
11	金	ALT 期末清掃① 卒業写真撮影8:15~8:30
12	土	
13	日	
14	月	期末清掃②
15	火	児童集会
16	水	期末清掃③
17	木	短縮5限
18	金	短縮5限 朝清掃
19	土	
20	日	
21	月	短縮5限 朝清掃
22	火	短縮5限
23	水	2学期給食最終日 清掃なし 短縮4限
24	木	第2学期終業式
25	金	冬季休業(1月6日まで)
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	年末の休日
30	水	年末の休日
31	木	年末の休日



学年別学習発表会

新型コロナウイルス感染症対応のため、学年毎に期日を決めて発表会を行いました。



1年生



2年生



3・4年生



5年生

児童の活動の様子は、随時、学校ホームページに掲載しています。
学校だよりのカラー版も掲載しています。

<http://akadomari-es.sado.ed.jp/>

